

第3次熊本県動物愛護推進計画中間見直し（素案）に関する意見募集の結果及び県の考え方について

- 1 募集期間
令和5年(2023年)1月16日(月)～令和5年(2023年)2月14日(火)までの30日間
- 2 意見の件数(意見提出者数)
45件(6人)
- 3 ご意見の概要と県の考え方

番号	御意見・提案内容	県の考え方	備考
1	犬飼育数=犬登録数である為には、登録と同様に死亡届を出すことも必要。	狂犬病予防法により、登録を受けた犬の所有者には、犬が死亡した際に市町村へ届け出る義務があります。市町村とも協力しながら、飼い主への周知徹底に取り組んでいきます。	補足説明
2	飼い猫は脱走時を考えて、室内飼いも不妊去勢。	飼い犬、猫の避妊・去勢については、犬猫の望まない妊娠を防ぐ等につながるため、今後も適正飼養の周知啓発に取り組んでいきます。	参考
3	県市町村がしている犬登録に関する業務を保健所などが管理、または共有することで狂犬病予防接種違反などの啓発になる。(県、市町村との協働)	狂犬病予防法により、犬の登録は市町村の事務となっています。個人情報の観点からも、他自治体の保有する個人情報を県保健所にて管理・共有することは適切ではないと思われます。県としましては、今後も引き続き、犬の登録や狂犬病予防注射の接種に関する周知徹底に取り組むとともに、必要に応じて市町村や警察等の関係機関とも連携を図りながら対応してまいります。	補足説明
4	年配者が飼えなくなったり、病院や施設に入るため残される犬猫も多く、昔からの飼い方や放し飼いもある為、動物愛護推進委員、ボランティア、民生委員が協力し、地域の情報共有やパトロール強化に繋げる。(県、市町村との協働)	動物愛護推進員や地域のボランティア等との連携を図りながら、今後も適正飼養の周知啓発に取り組んでいきます。	参考
5	計画該当項:p4(第2章第2次計画における現状と課題) 引っ越しや年を取った等の理由による犬猫の引取り依頼のため県が引き取ることができない場合、県が主導して獣医師会、愛護団体などへの斡旋を行い、次の飼い主が見つかるよう努めるなどし、行政が飼い主と団体等のマッチングをサポートする。	まず、飼い主には、終生飼養(動物がその命を終えるまで適切に飼養すること)の責任があり、やむを得ず飼えなくなった場合でも、ペットが安全に安心して暮らせる環境を用意することは飼い主の務めとなっています。また、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、平成25年9月1日から、県は終生飼養の原則に反する引取りを拒否できることになっており、現在、県では、安易な理由による引取り依頼があった場合は、まずは譲渡努力を行ったうえで、どうしても県への引取りを希望される場合に保健所へご相談いただくよう周知しているところです。	補足説明
6	計画該当項:p4(第2章第2次計画における現状と課題) 避妊去勢をしていないために望まない妊娠出産の結果生まれた子犬や子猫の引き取り依頼した飼い主に対しては、親猫が以後妊娠出産しないために親猫の避妊去勢を義務付ける。	現在、県では、安易な理由による引取りは行っておりませんので、望まない子犬・子猫が生まれたからという理由のみでの引取りは行っておりません。また、その対応の中で避妊去勢手術に関して指導を行っております。	補足説明
7	マイクロチップの登録先が、環境大臣指定機関以外にも複数の民間登録団体があり、R4年(2023年)6月30日(5月31日から1ヶ月の延長になった)の無料期間までに移行しない飼い主もいる為、保健所も民間登録団体を把握しておく必要がある。	マイクロチップの民間登録団体については、県(保健所)でも把握しております。	補足説明
8	マイクロチップの未登録の迷子が多いため、新しい飼い主が登録するまで前者の情報を残し経緯が分かるようにする。(環境省に関係なく熊本県独自で決済できるのであればする)	マイクロチップの登録情報は、犬、猫の所有者変更に伴う変更登録があるまでは、前所有者の情報のままとなっています。	補足説明
9	県内動物取り扱い事業者(保健所、センター譲渡も検討)マイクロチップ登録は譲渡時に済ませるようにする。	動物の愛護及び管理に関する法律により、登録(変更登録)については、譲渡後の所有者(新しい飼い主)が行うこととされておりますので、今後も、周知啓発に取り組んでいきます。なお、マイクロチップが装着された犬、猫を県から譲渡する場合には、登録(変更登録)の義務についても周知徹底していきます。	補足説明
10	計画該当項:p29(第5章 施策の具体的な取組み 施策-3) 県から譲渡する犬猫にマイクロチップを装着させる。	装着については現在検討中です。なお、令和5年度については、県動物愛護センターから譲渡する犬猫については、試行的にマイクロチップを装着する予定です。	補足説明
11	暴力的な虐待も大事だが、ネグレクトに焦点を置いた啓発も必要。年配者、地域性による昔ながらの飼育環境、状況の見直しをしてもらい、近隣の一般市民も判断できるラインがあることで通報することができ、パトロール強化になる。	ネグレクトも含めて、動物の遺棄や虐待は犯罪であることについて、今後も周知啓発に取り組んでいきます。	参考

番号	御意見・提案内容	県の考え方	備考
12	保健所やセンターには猟犬も多く収容されているので、県内、近隣県の猟友会にパンフレットを配布、講習時に講演をして遺棄や迷子の啓発に力を入れる。	毎年、猟友会関係者に対し、狩猟免許更新講習会等において所有者明示措置や狂犬病予防法に基づく登録、予防接種、迷子時に必要な対応等について周知しています。	補足説明
13	猟犬の遺棄が多いので登録をしっかりとって簡単に遺棄出来ないようにして欲しい。		
14	新愛護センターの取り組みの中に、野犬(人慣れしていない犬)に対して、トレーナーを雇い訓練して譲渡に繋げる事を加えて頂きたい	保護動物の訓練については、第5章-3 施策9(3)に記載しています。(新たな動物愛護センターに限定した取り組みではありません。)	既記載
15	殺処分ゼロ宣言をし、殺処分ゼロをめざしている事はとても熊本県民として他県にも鼻が高いです。しかし、去勢避妊手術をしてから譲渡はできないだろうか。譲渡先で脱走し、そこで繁殖すると野犬が増えてしまう懸念が強く、人に慣れていない野犬の子は人馴れが難しく必然的に殺処分対象になるのではないかと思います	ご意見を参考に、今後検討していきたいと考えています。	参考
16	譲渡対象と迷子期間以外の犬猫に対して、どう関わって譲渡に繋げるかが、これからの熊本県の課題で動物愛護の真髄で精神だと思う。	保護動物の譲渡拡大に向けた訓練等につきましては、今後も検討しながら取り組んでいきます。	参考
17	譲渡会の回数を増やしてほしい。(長期収容で情報なく埋もれてしまう子達も里親につながるように。)	譲渡会については、昨年度まではコロナ禍により中止しておりましたが、今年度より、動物愛護センターでは原則月1回開催しております。また、民間のイベント等に参加するなどし、譲渡機会を増やすよう努めているところです。ご意見を参考に、今後も譲渡機会の充実に努めてまいります。	参考
18	飼い主が見つかるよう、迷子情報を、動物病院、トリミング室などにもチェックしてもらえよう協力を仰ぐ。	県では、捕獲・保護した犬、猫については、公示により飼い主を探すこととしております。また、熊本県動物愛護ホームページ(専用のホームページ)を開設し、迷子犬、猫の情報発信に努めています。(県だけでなく、動物愛護団体や一般の方も、迷子犬、猫の情報を掲載できるようにしております。)なお、飼い犬、猫が迷子になった場合の探し方や、迷子犬猫を保護した場合の連絡先等についても、今後も引き続き周知啓発していきます。	参考
19	計画該当項:p15(第2章第2次計画における現状と課題) 保護した犬猫に対して、譲渡に適合する訓練や社会化の取組みとして、民間のドッグトレーナー・ドッグインストラクターによるしつけトレーニングなどを行う。 特に、人や他の動物に危害を与えることが懸念される犬について、トレーニングをすることで、人や他の動物との関係改善を図り、譲渡対象となるよう成長を促すことに努める。	ご意見を参考に、今後検討していきたいと考えています。	参考
20	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 保護犬猫は人に対して慣れていないことも多く扱いが難しい、という概念を覆すために、人に危害を与えないために民間のドッグトレーナーなどによるしつけトレーニングを定期的に行う。		参考
21	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 保健所や県動物愛護センターが実施する定期的な譲渡会と同時に、以前に譲渡した犬猫を対象とした健康相談会などを開催し、飼い主のアフターフォローを図るとともに、譲渡した犬猫が適正に飼養されているかの確認を行う。	現在、譲渡後の飼養管理等に関する相談については各保健所等で実施しているところです。ご意見を参考に、今後検討していきたいと考えています。	参考
22	計画該当項:p32(第5章 施策の具体的な取組み 施策-9) 保健所や県動物愛護センターから譲渡される犬猫について、譲渡先を問わず、すべての犬猫を対象として避妊去勢手術を実施する。	ご意見を参考に、今後検討していきたいと考えています。	参考
23	各地域の保健所によって迷子動物の掲載内容にムラがある事が気になります。また、時には間違った情報の場合もあります	ご意見を踏まえ、「熊本県動物愛護ホームページ」における迷子や譲渡動物等の掲載内容については、より充実した情報を掲載できるよう検討していきます。	参考
24	ホームページに登録団体の保護、迷子犬猫情報を掲載するようになってきているが、各団体のSNS発信で詳細がわかる為、各種のLINKを貼る方が良い。	今後、関係団体等の意見を伺いながら、熊本県動物愛護ホームページの活用を検討していきたいと思えます。	参考

番号	御意見・提案内容	県の考え方	備考
25	迷子返還率、譲渡率を上げるためにもホームページの情報を充実させ、凝ったページを作るのではなく、迷子や譲渡対象以外に載っていない犬猫を1匹でも多く掲載することで、気付くのに遅い飼い主などへの返還や譲渡で収容数(殺処分数含む)の減少に繋がる。	捕獲や保護、引取りを行った犬猫については、原則、全頭、動物愛護ホームページに掲載することとしておりますが、飼い主がいないことが明らかである野生下で生まれ育った犬や譲渡適性がないと判断された犬については、一部掲載をしておりません。トレーニング等により譲渡適性の改善を図り、これらの犬が1頭でも多く掲載できるよう取組みを進めていきます。	参考
26	譲渡対象の子達をたくさん載せてほしい。		
27	ホームページの更新を正しくしてほしい。		
28	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 既存の保健所に設置してある犬舎について、建て直しを検討し、動物愛護の観点から施設の整備を進める。特に、耐用年数を経過した建物について早急な計画を行う。	保健所の保護施設については、天草保健所愛護棟の新設(令和3年度)や各保健所の保護施設への給湯設備の設置など環境改善に取り組んでおります。今後も、可能な限り、動物福祉等へ配慮した施設整備に向けて予算確保等に努めていきます。	補足説明
29	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 既存犬舎内の環境を清潔に保つために、業者による舎内清掃及び換気扇などの設備の点検及び清掃を年1回以上実施する。	保健所や動物愛護センターの保護施設は、飼養管理を行う職員が毎日清掃や点検を実施しています。今後も、職員に対して適正管理研修を行うなど、施設の衛生管理に努めていきます。	補足説明
30	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 檻や床面を温かみのある材料を用いたものへ改修を行い、収容されている犬猫がストレスなく過ごせる環境を整備する。	保護施設については、動物の健康安全面を考慮し、感染症対策、ストレス対策を十分行えるよう検討を行っていきます。	参考
31	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 収容するための犬舎を温かみのあるものへと改修を行い、県民が立ち入る際に明るい印象を持って貰えるよう努める。		参考
32	センターの子達の治療範囲(予算)を増やしてほしい。保護団体の好意に甘え過ぎではないか。治療費負担するか避妊去勢手術を負担するか、もう少しボランティア団体への金銭的負担の軽減を求めたいです。日々たくさんの尊く小さい命に寄り添っている職員様方には本当に頭が上がります。	保健所や動物愛護センターの保護犬猫の治療費については、各種ワクチン費用やノミダニ駆虫薬などの購入費、一部の保護犬猫の避妊去勢手術費用、負傷動物に対する治療費などを確保し、予算の範囲内で対応しております。ただし、負傷動物の高額な医療費など県での負担が難しい場合は、動物愛護団体にご協力頂いている状況であり、今後も県として予算の確保に努めていきます。	参考
33	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 収容されている犬猫の洗浄が行えるように、犬舎内に給湯器及びドライ用のコンセント、シンクを設置する。また、ドライヤーを使用できるよう電力を確保する。	保健所及び動物愛護センターの全ての施設で犬猫をシャンプーするための設備(給湯器、ドッグバス、ドライヤー等)を整備しております。	補足説明
34	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 犬舎の管理を行う者については、県が掲げる「命を大切に、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の理念を理解し、実践できる人物を選ぶ。また、年に1回以上の研修を行う。	保護施設の管理は、現在委託により実施していますが、職員に対して、県の動物愛護に関する取組みや動物の適正飼養や適正管理等について年に1回研修会を実施しています。今後も、県の理念等の理解を深めるよう研修を継続してまいります。	補足説明
35	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 保健所に収容されている犬猫に対して、月1回程度の洗浄を行う、身体を清潔に保つ。また、犬に対しては月1回フィラリア予防薬を投与し、感染症の予防に努める。	保健所の保護犬猫については、各地域のボランティアに協力いただきながら、定期的にシャンプー等を実施しています。フィラリア予防薬の投与等は、現在、予算の範囲内で実施しており、今後も必要予算の確保に努めていきます。	参考
36	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 収容されている犬猫がけがや病気の場合には、早急に適切な処置を受けさせ、症状等が悪化する前に改善し、常に健康体で管理できるよう努力する。	動物愛護センターでは週に1回、民間臨床獣医師の往診により保護犬猫の健康管理や処置等を行っております。また、保健所の保護犬猫については、各地域のかかりつけ動物病院を受診し、治療等を実施しています。なお、治療費については、予算に限りがあるため、引き続き適切な治療が実施できるよう予算確保に努めていきます。	補足説明
37	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 犬猫の健康を保つためには、バランスの良い栄養を与えることが大切であることから、保健所に収容されている犬猫の飼料は安全で品質のよいものを選定する。	保護犬猫の飼料は、可能な限り良質なものを選定するよう努めております。また、療養食やシニア食など保護犬猫の特徴に配慮した飼料も提供しております。	参考
38	各保健所に登録されている、ボランティアさんとの連携も不可欠。県内で活動されている愛護団体を新愛護センターに迎えて、全ての命に対して本当の殺処分ゼロを成し遂げて頂きたい	保護犬猫の譲渡推進、シャンプーの実施、保護施設の衛生管理など、ボランティアの方々には様々な支援を頂いております。県の目標としている「殺処分ゼロ」を達成するためには、動物愛護団体やボランティアの協力は必要不可欠であると考えており、今後も協働して施策の展開を図ってまいります。	補足説明
39	この度、熊本県のセンターが新しくなるとお聞きし、是非県内で活動されている愛護団体がセンターの運営に関わってくださることを希望		参考

番号	御意見・提案内容	県の考え方	備考
40	県動物愛護センター運営協議会の表記が消された今、誰が新しい方向性に導き、監督指導するのか。県内譲渡は登録団体がいてこそその数値、現況のままでは新センターを拠点にしても変わらないと思う。登録団体、ボランティア団体などの監督の元、動物愛護精神、教育の充実に努めてほしい。	当運営協議会は、熊本地震以降の県動物愛護センターの運営や今後の在り方等について動物愛護団体等から助言等をいただくために設置しました。この協議会での助言等により、現在、新たな動物愛護センターを整備しており、協議会は一定の役割を終えたため、今回の見直しを行うところです。 協議会終了後も、引き続き関係動物愛護団体等と連絡会等を定期的に開催し、意見を踏まえ、県の動物愛護の拠点となるセンターの運用を検討していきます。	参考
41	公費、寄付金、ふるさと納税などからの、支援先の愛護団体、内容の開示してほしい。	県では、保護犬猫の譲渡を推進するため、登録譲受対象者への犬猫活動支援補助事業を実施しております。本事業では、登録譲受対象者が県保健所及び動物愛護センターから犬又は猫を譲り受け、新たな飼い主探しを行う事業を対象として、1頭あたり10,000円を上限として、補助を行っております。	補足説明
42	計画該当項:p16(第2章第2次計画における現状と課題) 動物愛護推進員を増員し、平日も活動できるよう仕事の内容等を拡大する。	動物愛護推進員は、熊本県内に居住し、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者等で、県又は地域動物愛護推進協議会の構成団体から推薦された方に委嘱しております。今後も、増員に向けて積極的に働きかけを行っていきます。	参考
43	計画該当頁:p41(第7章 計画に関わる各主体とその役割) ふるさと納税制度による寄付金の活用先として、動物愛護団体への助成を行い、本県の動物愛護の動きを支える団体等への支援に繋げる。	ふるさと納税の寄付金の活用については、今回のご意見を踏まえ、財政部局と協議し、検討していきます。 動物愛護団体への支援については、No.41と同じ	参考
44	計画該当ページ:p31(第5章 施策の具体的な取組み 施策-7) 飼い主のいない猫に対しては、時期や場所(病院)を問わずに助成を受けられる制度を設ける。県民であれば誰でも助成を受けることができるよう、手続きをわかりやすくし、またチケット制などを入れるなどし、病院での個人負担を減らす。	飼い主のいない猫の避妊去勢補助事業については、これまで申請様式を見直すなどの改善を図ってきたところです。頂いたご意見は、直ちに実施することは困難ですが、今後の取組みの参考とさせていただきます。	参考
45	安楽死3要件の中にも、必要な予防接種、返還や譲渡になる為の啓発、公示、訓練をすることで防げることもある為、殺処分の数値に入れないのはなぜか。動物愛護に深い関心を持たない人にも現実を知ってもらう為、他県との比較を恐れず公表し、殺処分ゼロを掲げるなら目標値は、譲渡返還率100%、殺処分(安楽死3要件含む)0にしてほしい。	目標値に関しては、第3次計画策定時の状況を基に設定を行っております。今後も目標値の達成を目指し取組みを進めていきます。 なお、本県を含めた全国の処分頭数等の数値については、環境省が動物愛護管理行政事務提要として公表しておりますので、ご参照下さい。 詳細は、以下の環境省HPをご確認ください。 【環境省HP】 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html	参考